

地方独立行政法人名張市立病院固定資産貸付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人名張市立病院固定資産管理規程第21条の規定に基づき、地方独立行政法人名張市立病院（第6条第1項第2号を除き、以下「法人」という。）の固定資産の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付けできる固定資産の範囲)

第2条 貸付けできる固定資産は、地方独立行政法人名張市立病院会計規程に定める有形固定資産のうち、土地、建物及び付属設備、構築物並びに器械備品（以下「固定資産」という。）とする。

(貸付基準)

第3条 固定資産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸し付けることができる。

- (1) 職員及び病院施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。
- (2) 国又は地方公共団体において、公共の用に供するとき。
- (3) 水道事業、電気事業、ガス事業等の公益事業の用に供するとき。
- (4) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。
- (5) 前各号に掲げるときのほか、定款で定める法人が行う業務及び附帯する業務の遂行のために理事長が必要と認めるとき。

(貸付期間)

第4条 固定資産を貸し付ける期間は、契約等で定める。

(貸付料)

第5条 固定資産の貸付料は、契約等で定めるものとする。

2 電柱、郵便差出箱その他名張市道路及び溝渠占用料徴収条例（昭和39年名張市条例第21号）別表に掲げる物件を占用する場合における貸付料は、同条第2条及び同表の規定の例による。

3 前2項の貸付料のほか、貸付けを行った固定資産の利用に係る電気料、通信料、ガス料、上下水道料その他の経費については、別途請求するものとする。

(貸付の申出手続)

第6条 法人は、固定資産の貸付けを受けようとする者から申出があり、貸付けを行うことが適当と判断したときは、当該申出者と契約等を締結するものとする。ただし、第3条第4号に該当する場合は、申出及び契約等を省略することができる。

2 前項の規定により契約を締結するときは、契約書又はこれに相当するものを作成して次に掲げる事項を明記しなければならない。ただし、契約の内容により必要のない事項は省略することができる。

- (1) 貸付けを受ける者の住所及び氏名（法人にあっては、法人の所在地並びに代表者の職名及び氏名）

- (2) 貸し付ける固定資産の所在、名称、種類、数量及び単位
- (3) 貸付けの目的及び用途
- (4) 貸付期間及び貸付期間更新の方法
- (5) 貸付料の額、支払方法及び納入期限並びに貸付料の改定、途中解約時の取扱い等
- (6) 転貸等の禁止
- (7) 契約の解除
- (8) 有益費及び必要費の請求権の放棄
- (9) 原状回復及び損害賠償の義務
- (10) その他必要な事項

(貸付料の減免)

第7条 法人は、公益上の理由により減免の必要があると認めたときは、貸付料を減免することができる。

(貸付料の徴収方法)

第8条 貸付料は、貸付けを受けた者から、契約等で定めるところにより徴収する。ただし、特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、又は分割して納付させることができる。

(貸付料の還付)

第9条 既納の貸付料は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、固定資産の貸付けに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第66条の2の規定により名張市が法人に出資した財産のうち、この規程の施行前に名張市が貸付契約等を締結した固定資産については、別に契約等を締結する場合を除き、従前の契約等と同一の条件で法人が貸し付けたものとみなす。